

【事例 H24-06-37】和歌山県、白浜町、警察

ハイリスク地対策

和歌山県白浜町では、県、町、NPOが協働し、保護された自殺未遂者や自殺念慮者に対して、アパートを滞在場所として提供。生活物資も支給し、共同生活により自立を促す生活支援活動を実施している。

【実施主体】和歌山県、白浜町、警察

【大綱の分類】社会的な取組で自殺を防ぐ

【事業予算】平成23年度 5,087千円

【利点】

自殺の名所のパトロールや看板・防犯灯の設置だけでなく、保護した自殺未遂者に滞在場所の提供を行った。

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

和歌山県の自殺者数は平成21年に自殺対策基金で自殺対策事業が開始されて以降減少傾向にあるが、依然自殺死亡率は全国平均を上回る。和歌山県には観光名所のなかに自殺の多発地である三段壁があり、自殺を思い悩んで訪れる人が後を絶たない。三段壁での平成20年の自殺者が21人と前年(9人)から急増したことから、行政と民間団体が連携して対策を講ずることとなった。

【計画を立てる上での工夫・等】

自殺対策会議は白浜町が事務局となり運営、三段壁での自殺対策を協議。三段壁パトロールは、県、町、警察、NPOが共同で水、木の夕方1時間、月、火、金の夕方2時間に白浜町がNPOに委託し、週5回実施。タクシー、バス利用者のハイリスク地降車の挙動不審者があれば運転手から警察へ通報する体制も構築。一時保護施設は、NPOが運営し、保護した自殺未遂者を対象に滞在場所を提供。

【具体的な内容・実施の過程】

- ・自殺対策会議の設置：県、白浜町、警察、消防、民間団体を構成員とし対策を協議
- ・三段壁パトロール：週5回
- ・三段壁に看板、防犯灯の設置：注意喚起のため看板、夜間の安全確保のため照明設備を設置
- ・一時保護施設：保護した自殺未遂者に滞在場所を提供

【成果】

- ・自殺者数の減少

過去5年のピークは平成20年の21人であったが、平成21年度からの基金事業実施後、減少に転じ、平成23年は最小数となっている。

- ・自殺未遂者の自立

一時保護施設は地元 NPO が運営しており、地域自殺対策緊急強化基金を活用して購入した建物と白浜町から借り受けているアパートを滞在場所として提供。生活物資も支給し、共同生活により自立を促す生活支援活動を行っている。対象者は年間約 90 名

【補 足】

【課 題】夜間や早朝など人の少ない時間帯の対応ができていない

【事業種別】強化モデル事業

【準備期間・人数】平成 21 年度から田辺保健所、白浜町が週 2 回 2~4 名体制でパトロールを開始。（警察はほぼ毎日巡回パトロールを実施）平成 23 年度からは白浜レスキューネットワークに週 3 回のパトロールを委託し、週 5 日のパトロール体制とした。

【予防段階】 1 次・2 次予防

【自治体規模】人口約 23,000 人（平成 24 年度）

【自治体負担率】なし

【事業対象】自殺を思い悩んで訪れる人自殺未遂者

【支援対象】自殺を思い悩んで訪れる人自殺未遂者

【実施主体・問合せ先】和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

TEL : 073-441-2641

E-mail : e0404001@pref.wakayama.lg.jp

【参考資料・文献】